

沈黙に向き合う

沖繩戦聞き取り47年

石原 昌家

(51)

1993年10月20日、沖名(7名は沖繩の弁護士)の連名である。「第三次訴訟は、最高裁のたたかいを迎えています」という書き出しのもと、弁護団は「家永訴訟30年の最後の法廷の場での主張としても弁護団で討議の上決めました」

上告理由書

1994年5月14日付で「教科書訴訟弁護団」教科書検定訴訟を支援する全国連絡会、から「第三次教科書訴訟の家永側証人のみなさま」というタイトルで、5月6日に提出した「第三次家永・教科書訴訟上告理由書」が送られてきた。上告人訴訟代理人は弁護士47名

沖繩戦 理解されず



家永教科書訴訟の最高裁判決について報じる1997年8月30日付琉球新報朝刊の社会面

最高裁判決

「をすすめる」という決意を表明した一文が挿入されていた。そして序章では「本件は最高裁大法廷で審議され、口頭弁論を開催すべき重要憲法案件である」「本件は国際的にも最高裁の判断を注視している案件である」などと、その意義を述べている。

上告も合憲判断を維持

「集団自決」記述を容認

審の金城重明、安仁屋昭昭証言も引用しつつ、第二審石原証言(意見書)は、慶良間島での強制による集団死の実態や石垣、波照間島での戦争マラリア被害の実態が日本軍の命令・強制によるものを取り上げて「集団自決」はもとよりマラリア死なども日本軍の命令

のなかで沖繩戦に関して50年を割いている。再び第一に殺された」と同質同義である」と断っている。

指示、威力、強制などによるもので、「日本軍のため法だと最高裁は判断したのに殺された」と同質同義である」と断っている。

「集団自決」の加筆を国が家永氏に事実上命じたことは誤りの意味」と弁護団は判断して、上告している。

32年の裁判終結

97年8月29日、家永教科書訴訟の最高裁判決が言い渡された。それは32年に及ぶその訴訟の終結でもあった。30日の琉球新報朝刊1面は、「家永教科書訴訟が終結/沖繩戦の検定 合法/集団自決」書き加え必要/731部隊は違法/合憲判断は維持/最高裁」をトップ見出しで大きく報じた。つまり、沖繩住民が、天皇のため、国のために自発的に死んだという意味の「集団自決」を国が家永氏に書き加えさせたことを含み、法だと最高裁は判断したのである。

琉球新報の当日の社会面トップ記事(写真参照)は「沖繩戦 理解されず/正史伝える必要痛感/歴史研究無視された思い」という見出しの下、関係者のコメントを紹介している。高教組から派遣された下地輝明浦添高校教諭は「裁判で負けても、『集団自決』という言葉がひとり歩きしなければ問題はな

い」と、裁判以後の沖繩戦認識問題に的確な指針を示している。

私は、第2社会面26面「沖繩戦の真実伝える努力を」という見出しのもと、「予想していたとはいえず、沖繩戦においては日本軍が住民を死に追い込んだ事実を認めない国の立場を、最高裁が正しいと判断したことは、特措法改訂で強まった国に対する国民の不信感

の記述を求めていることについて、22年前に既に明確に提示していた。なお、判決で「他の論点が三対一、あるいは二対三と分裂したのに対し、日本軍のため殺された」という記述がいわれる「集団自決」も含むのかどうか争われた沖繩戦記事については裁判官五人一致による家永氏側敗訴に終わった」ということも米倉記者は指摘している。

それについては沖繩国際大学の気鋭の研究者、安原陽平准教授は具体的に5裁判官の意見分布を南島文化研究所第201回シマ研究会(2017年7月24日)で報告している。最近提供を受けた安原准教授のその報告資料で、沖繩戦の「集団自決」記述を合法とした裁判官5人(カッコ内は自身)とは、大野正男(弁護士)、園部逸夫(学者)、千葉秀夫(裁判官)、尾崎行雄(弁護士)、山口繁裁判官だということを知った。(家永教科書裁判に関する当時の沖繩国際大学文学部研究生が第一審石原証人関係資料一式を分厚いファイルにまとめてくれてあったので細々とした内容まで執筆することができた。(次回は11月後半掲載)

追記

本連載第46回(8/30)で、私が東京高裁で証言する直前、「模擬法廷」が開催されたことを記してきた。そのとき金城陸弁護士が国側代理人役を務め、石原証人を激しく攻め立てた。当時を振り返ると、一著名な読者から「金城陸弁護士は社会派と思っ